

（宛先）
岩国市長 様

申請者 住所
団体名
代表者
電話番号

岩国市防犯灯設置事業費補助金交付申請書

岩国市防犯灯設置事業費補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1 設置理由

2 設置数

	新 規	取 替
防犯灯	灯	灯
防犯灯用の柱	本	本

3 防犯灯設置事業費（経費） 円
うち、高所作業車使用料 円

4 本市以外からの助成金、寄附金等の額 円

5 補助申請額（100 円未満切捨て） 円

添付書類

(1) 事業見積書（写し）

※ 高所作業車を使用する場合は、その使用料及び交通誘導員の配置などの高所作業車の使用に伴い必要となる経費の額が分かる書類を添付すること。

(2) 設置機器の商品名等が確認できる資料

(3) 土地の占有許可書の写し又は土地使用承諾届出書（様式第 2 号）

※ 防犯灯用の柱を設置する場合に限る。

本件責任者氏名 _____

本件担当者氏名 _____

連絡先 _____

裏面あり

設置位置図

(注) 電柱等に設置する場合は、事前に電柱管理者の許可を得てください。また、必ず電柱番号をこの図に記入してください。(別紙添付も可)

補助金の額

区分	補助対象経費	補助率	上限額	端数計算
1 防犯灯	設置に要する費用(高所作業車の使用料を除く。)	10分の9	1灯当たり 25,000円	100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。
2 防犯灯用の柱	設置に要する費用(高所作業車の使用料を除く。)	10分の9	1本当たり 30,000円	
3 高所作業車	使用料及び交通誘導員の配置などの高所作業車の使用に伴い必要となる経費	10分の9	なし	

※ 柱島地区において補助対象事業を行う場合、1及び2の上限額に5,000円を加算する。

要件

- 1 市内の地域において、不特定多数の地域住民等が往来する道路等を照明する場所に設置すること。
- 2 機器を電力柱、電話柱等に設置すること(機器を設置できる電力柱、電話柱等がない等の理由によりやむを得ず鋼管ポール等に設置するものを含む。)
- 3 他の屋外照明又は隣接する防犯灯からおおむね14メートル以上離れた場所に設置すること(他の屋外照明又は隣接する防犯灯の照明効果が及ばない等、防犯上、道路形状等の理由によりやむを得ず14メートル未満の距離に設置するものを含む。)
- 4 公益社団法人日本防犯設備協会が定める技術基準の防犯灯の照度基準(S E S E 1901-4)に規定されたクラスBプラスの照度基準を、設置間隔12メートル以上にて得られること。

※ 修繕費用は補助金の対象となりません。維持管理費は設置団体の負担となります。